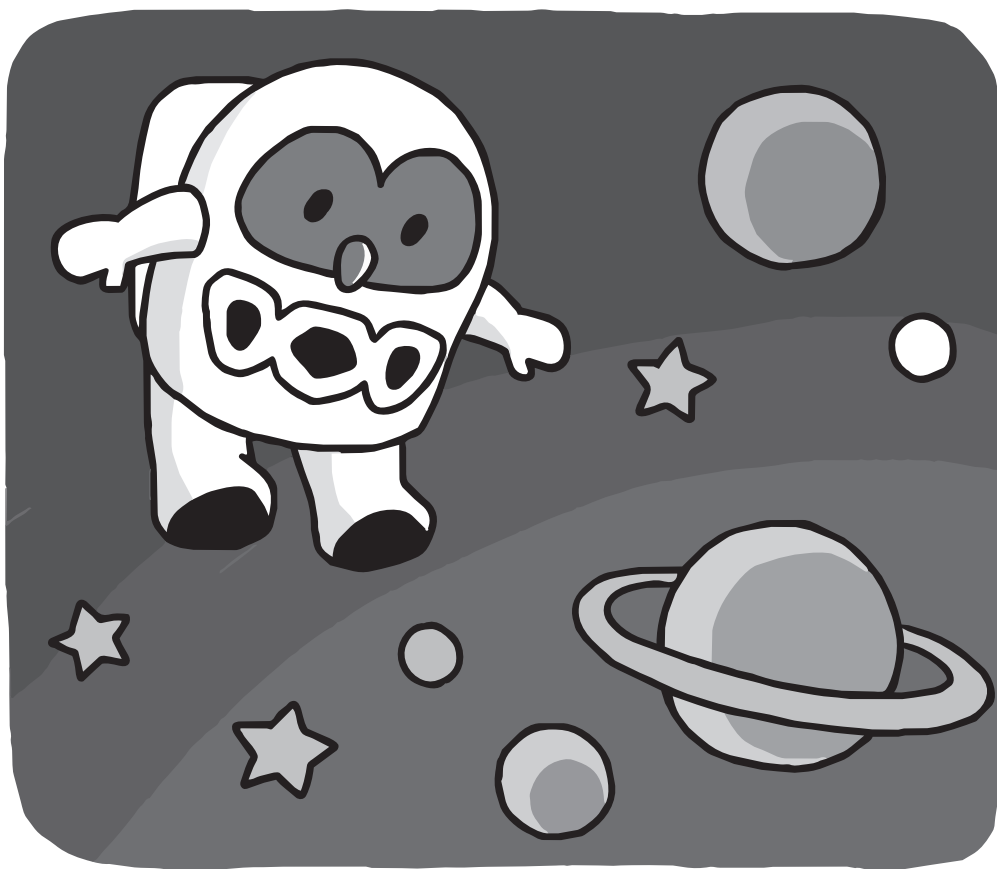


令和9年度(2027年度版)

保育所入所のご案内

(令和8年10月発行)



つくば市イメージキャラクター フックン船長

問合せ先



つくば市幼児保育課入所入園係

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111

つくば市ホームページ
(保育所について)



も く じ

● 保育所等とは	1
● 認定について	2
● 利用申込みについて	4
● 広域入所の手続きについて	9
● 申込み上の注意	10
● 申込み・入所後に必要な手続き	12
● 利用者負担額（保育料等）について	13
● Q&A(よくある質問について)	16
● 保育所等一覧	19
● つくば市公式ウェブサイトお役立ちページ集	25

保育所等とは

保護者が働いている又は疾病等のために、子どもを日中家庭で保育することができないとき、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（以下「保育所等」という）で、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、又は下の子どもの保育に手がかかる等の理由では入所の対象となりません。これらの理由により子どもを預けたい場合は、幼稚園や一時預かり等、ほかの保育サービスの利用をご検討ください。

認可保育所

児童福祉法等の基準に沿った定員、保育士数、施設の規模等により運営されており、公立・私立ともに申込受付や入所の決定、利用者負担額（保育料）の徴収等はつくば市が行います。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。1号認定（幼稚園部分）の入園については、直接施設にお申し込みください。2号・3号認定（保育所部分）の申込受付や入所の決定はつくば市が行いますが、保育料の徴収は施設で行います。

地域型保育事業

つくば市では小規模保育事業のみとなり、認可保育所より少人数で0～2歳児の子どもの保育を行います。申込受付や入所の決定はつくば市が行いますが、保育料の徴収は施設で行います。

保育年齢

◆**令和9年度（2027年度）クラス年齢表** クラスは令和9年（2027年）4月1日現在の年齢で決まります。

クラス区分	生年月日	最長利用期間(就学前)※
0歳児	令和8年（2026年）4月2日～	令和15年（2033年）3月31日まで
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日	令和14年（2032年）3月31日まで
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日	令和13年（2031年）3月31日まで
3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日	令和12年（2030年）3月31日まで
4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日	令和11年（2029年）3月31日まで
5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日	令和10年（2028年）3月31日まで

※小規模保育事業所は、子どもが2歳児クラスに在籍する年度末で卒園となります。

令和9年度入所申込みの注意点

(1) 原則、電子申請でお申し込みください。

※特別な事情（日本語を読むことが困難な場合、端末に問題がある場合等）により電子申請が困難である場合は、幼児保育課へご相談ください。

(2) 送迎可能な保育所にお申し込みください。見学をしなくても申込みはできますが、事前に希望施設の見学をおすすめします。

(3) 事前にP6～P7の申込必要書類をご準備のうえ、お申し込みください。

(4) 転出を伴う入所申込みについては、入所を希望する施設が所在する自治体へ直接行う必要があります。詳細はP9の「広域入所の手続きについて」をご参照ください。

(5) 4月入所申込受付期間

第1次：令和8年11月1日（日）～令和8年11月13日（金）16時30分

第2次：令和9年1月6日（水）～令和9年2月5日（金）16時30分



☆ 令和9年4月からの変更点

育児休業明けで保育所に入所する場合の復職期限を、以下のとおり変更します。

[保育所の申込み(令和9年度(2027年度)4月入所)]

変更前（令和9年3月まで）	変更後（令和9年4月から）
入所月の月末までの復職	入所月の翌月1日までの復職

認定について

1 教育・保育給付認定とは

- 保育所等及び新制度へ移行した幼稚園の利用を希望する方は、市から**教育施設・保育施設を利用する資格があること**の認定を受ける必要があります。この認定を「教育・保育給付認定」といいます。
- 保育所等の入所申込みと教育・保育給付認定申請は一体となっており、まとめて手続きを行います。
- 入所の内定、保留にかかわらず、申請をした方には「教育・保育給付認定決定通知書」が交付されます。
- 幼稚園の利用を希望する方は、直接施設へお問い合わせください。

2 認定の内容

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

①認定区分 子どもの年齢と、利用施設による区分です。

認 定	利用施設	対象年齢
1号	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	満3歳以上
2号	保育所、認定こども園（保育所部分）、	
3号	小規模保育事業	満3歳未満

②保育必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定＝最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- ・「保育短時間」認定＝最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

③保育を必要とする事由 ④認定期間

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就 労	小学校就学前まで	就労・就学・介護・看護にあたる時間 保育標準時間：月120時間以上 保 育 短 時 間：月60時間以上 120時間未満 ※父母のうち時間が短い方を 適用します。
就 学	卒業予定日が属する月の末日まで	
介護・看護	診断書等の期間の終了日が属する月の 末日まで	
疾病・障害		
妊 娠 ・ 出 産	産前6週（多胎妊娠は産前14週）から 産後8週経過日の翌日が属する月の末日まで ※育児休業を取得する場合は、取得開始の前日まで	保育標準時間 又は 保育短時間
災 害 復 旧	必要と認められた期間	
育 児 休 業	育児休業終了日が属する月の末日まで ※既に保育所等を利用している上の子について 継続利用が必要である場合に限る。 ★育児休業についてはP11もご確認ください。	保育短時間
求 職 活 動	求職活動開始又は入所日から3か月後の日が 属する月の末日まで	
そ の 他	※幼児保育課にご相談ください	

- 保育必要量は、就労時間・送迎時間・その他の事情を考慮して決定します。
- 認定有効期間内のみ、教育・保育施設を利用することができます。
- 保育標準時間の対象者は、保育短時間の認定を選択することも可能です。
- ※妊娠・出産の事由で入所した場合は、認定期間終了後に退所となります。ただし、保育を必要とする事由がある場合は継続入所可能となりますので、認定変更の手続きを行ってください。詳しくはP12をご覧ください。

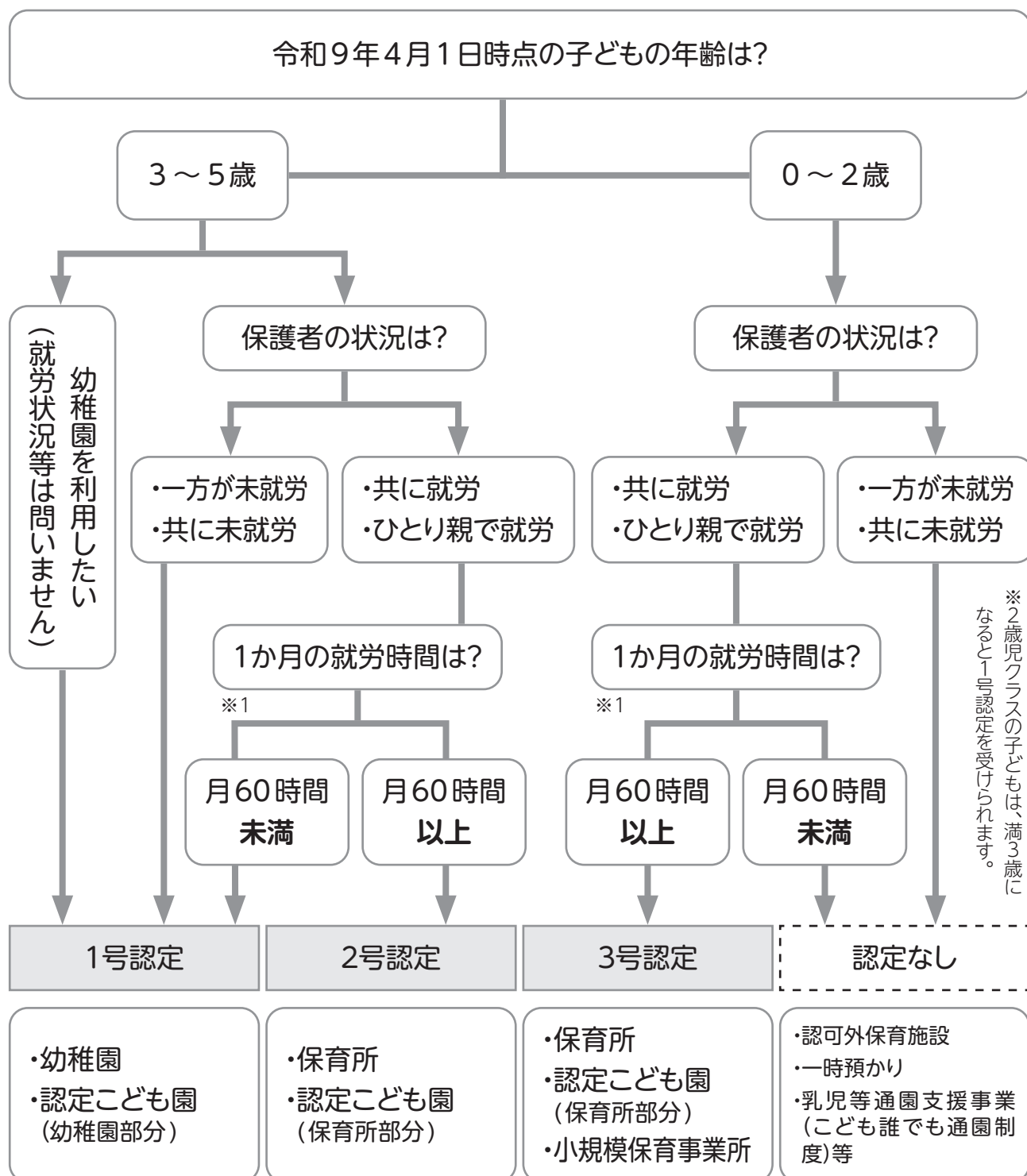
3 教育・保育給付認定と利用できる施設

保育を必要とする事由や子どもの年齢によって利用できる施設が異なります。

下の図から教育・保育給付認定と利用できる施設をご確認ください。

※このチャートはP2記載の「保育を必要とする事由」のうち「就労」を例にしたものです。

下の図の「就労」を「就学」等、ほかの事由に読み替えてご覧ください。



※ 1～3号認定を受けられる状況の世帯でも、ご希望の場合は施設の空き状況により認可外保育施設や一時預かり等を利用できます。

※ 認可外保育施設や一時預かり等の保育料が無償化の対象になる場合があります。

また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、教育・保育給付認定とは別の認定が必要となります。

詳しくはつくば市ホームページをご確認ください。

※1 父母のうち就労時間が短い方を指します。

[幼児教育・保育の無償化]



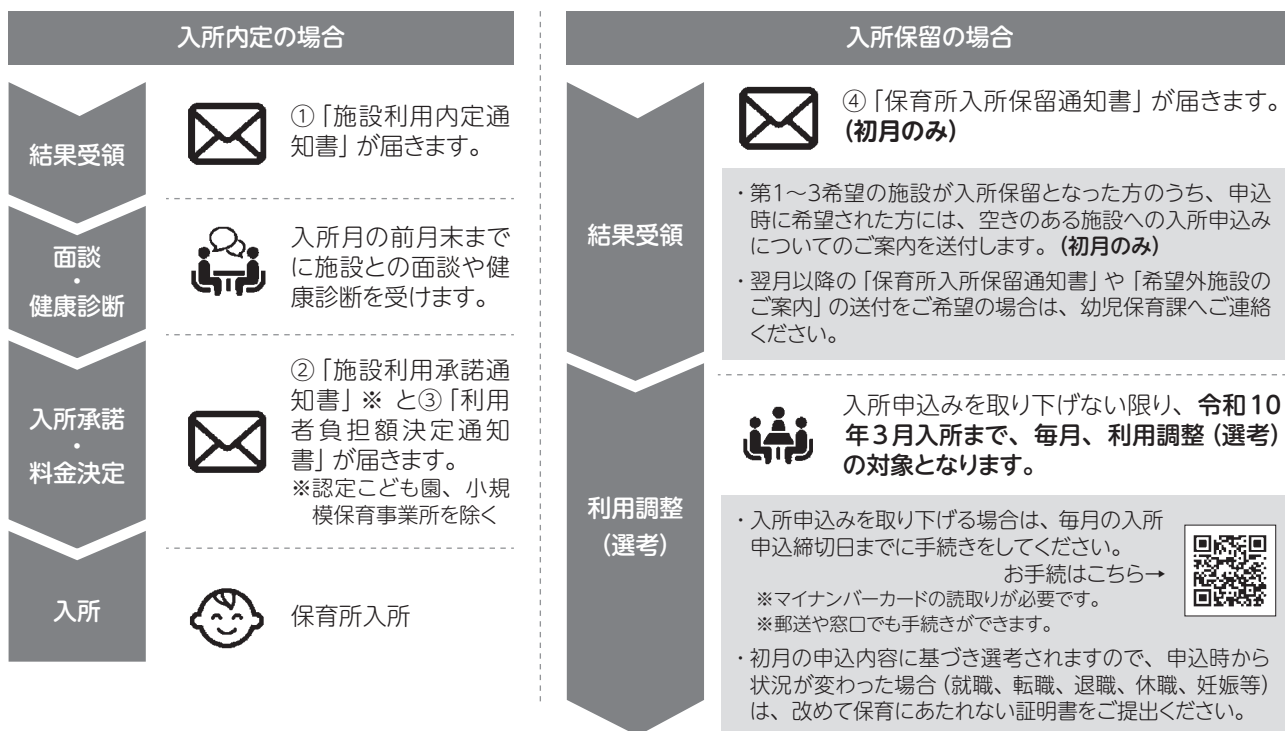
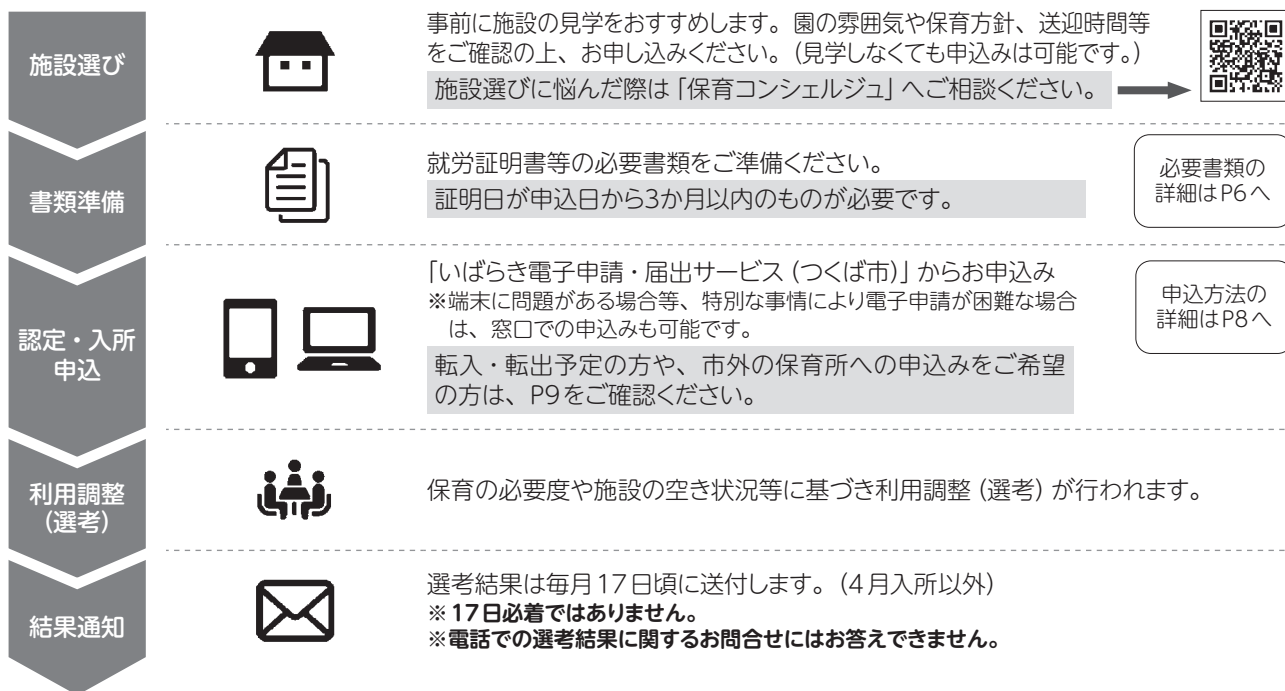
[こども誰でも通園制度]



利用申込みについて

1 申込みから利用までの流れ（令和9年度入所）

利用申込みについて



☆結果通知等について（①～④の通知、教育・保育給付認定決定通知書）

つくば市では、オンラインで受付した保育所入所申請に対する結果通知等の文書について、書面に代えて、メールで電子署名を付したPDFにより交付しております。

「いばらき電子申請・届出サービス（つくば市）」へ登録したメールアドレスあてに交付します。あらかじめご了承ください。なお、システムの都合上、書面での交付となる場合があります。

選考方法（つくば市ホームページから「つくば市保育所入所基準表」をご覧ください。）

- (1) 基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を求めます。
- (2) 合計指数の高い児童から順に選考します。
- (3) 合計指数が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考します。
- (4) 優先順位が同一の場合、施設の希望順位が高い児童から順に選考します。
- (5) 施設の希望順位でも順位が同一だった場合、抽選により選考します。



2 申込受付期間

(1) 4月入所の申込み

	受付期間 (必着)	結果通知 (詳細はつくば市ホームページにてお知らせします)
第1次申込み	令和8年11月1日(日)～ 11月13日(金) 16時30分	令和9年1月27日(水) 頃発送予定
第2次申込み	令和9年1月6日(水)～ 2月5日(金) 16時30分	令和9年3月3日(水) 頃発送予定

※第1次申込みの選考で入所保留となった場合は、結果通知は発行されず、第2次申込みの選考の対象となります（改めて申込みをする必要はありませんが、希望変更のご案内を電子メール、又は郵送にて送付いたします。）。

希望保育所等を変更する場合は、第2次申込みの受付期間中に行ってください。保育所入所保留通知書の発送は第2次申込みの選考後となります。

※第1次申込みの選考で入所内定となった場合で、第2次申込みの選考を希望される場合は、改めてお申し込みください。

※第2次申込みの選考後（2月下旬予定）、**第1～第3希望以外で空きがある施設の通知を行います**（4月入所申込者かつ希望者に限る。）。

※第2次申込受付期間までに申込みをされていない方は、4月中の入所はできません。

(2) 4月以外の申込み ※各締切日のみ16時30分に受付終了します。

入所希望月	申込期間 (必着)	入所希望月	申込期間 (必着)
5月	令和9年 3月 5日(金)～ 4月 5日(月)	11月	令和9年 9月 7日(火)～ 10月 5日(火)
6月	令和9年 4月 6日(火)～ 5月 6日(木)	12月	令和9年10月 6日(水)～ 11月 5日(金)
7月	令和9年 5月 7日(金)～ 6月 7日(月)	1月	令和9年11月 6日(土)～ 12月 6日(月)
8月	令和9年 6月 8日(火)～ 7月 5日(月)	2月	令和9年12月7日(火)～ 令和10年1月5日(水)
9月	令和9年 7月 6日(火)～ 8月 5日(木)	3月	令和10年1月6日(木)～ 2月7日(月)
10月	令和9年 8月 6日(金)～ 9月 6日(月)		

※空き状況については、入所希望月の前々月25日頃につくば市ホームページで公開します。

※入所申込み後も、各入所希望月の締切日までは希望施設の変更が可能です。

3 入所申込みの注意

(1) 保育にあたれない証明書（保護者の状況）について

4月入所に申込みの際は、**4月1日以降の保護者の状況**をもとに証明書等をご準備ください。

例えば、申込みの時点で就労していても、4月1日までに仕事を退職する場合、就労として申し込めません。

(2) 出生前の申込みについて

4月入所に限り、出生後つくば市に住民登録をする予定のお子様であれば出生前であっても申込みが可能です。

受入可能年齢が1歳児からの施設もあるため、希望する保育施設の受入可能年齢をご確認ください。

例：産休明け（生後57日目）から受入可能な施設の場合、令和9年3月4日生まれまでのお子様が申込可能です。

※実際の出産日が令和9年3月5日以降となった場合、内定は取り消されます。引き続き選考を希望する場合は、別途5月入所の申込みが必要となりますのでご注意ください。

(3) 申込みの取下げについて

一度入所の申込みをすると、取り下げない限り、入所希望月の属する年度末までは、内定となるまで選考されますのでご注意ください。入所の意志がなくなった場合は、申込みを取り下げてください。

(4) ならし保育について

ならし保育（P10 参照）は入所日から始まるため、**4月入所の場合、3月からのならし保育はできません**。5月以降も同様です。

(5) 就労予定（採用内定）として申し込んだ方

入所月中に就労証明書（証明日が**就労開始日以降のもの**）をご提出いただき、教育・保育給付認定の変更申請（P12 参照）を行ってください。

(6) 求職活動中として申し込んだ方

入所日から3か月以内に就労して就労証明書をご提出いただき、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。

(7) 育児休業中に申し込んだ方

入所月の翌月1日（4月入所の場合は5月1日）までに復職し、復職後1か月以内に就労証明書（**復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの**）を提出してください（電子申請での提出可能）。

(8) 公立保育所に内定した方

「施設利用内定通知書」に同封した「入所前身体検査票」に記入の上、保育所からの指示に従い健康診断を受けてください。その後保育所で面談を行い、集団保育が可能であれば入所承諾となります。

(9) 民間保育園、認定こども園、小規模保育事業所に内定した方

入所の前に施設との面談や健康診断を受けてください。施設によって対応が異なりますので、施設からの案内に従ってください。

4 申込必要書類 ※電子申請での画像やPDFデータ等の添付による提出となります。鮮明なものをご用意ください。

(1) 保育にあたれない証明書（原則として父母ともに必要）

- ・入所する月の1日以降の保護者の状況をもとに証明書をご用意ください。
- ・必要書類は、証明日が申込日から**3か月以内**のものをご用意ください。
- ・●印の書類は、つくば市指定の書式（つくば市ホームページからダウンロード可能）を使用して作成してください。
- ※**事実婚**の場合もパートナーの証明書が必要です。
- ※申込年度の4月1日時点で**65歳未満の同居祖父母**も証明書が必要です。
- ※**世帯分離**していても同じ住所の場合は同居とみなします。
- ※父母以外が保護者である場合は、幼児保育課へご相談ください。



[保育所入所に関する申請書]
◀書類はこちらのページからダウンロードできます。

最低就労（就学）時間：月60時間以上（①～⑤の場合）

保護者の状況等		必要書類	その他事項
①就労者の場合		●「就労証明書」	転職予定の方は転職前の就労先の証明書も必要です。
②育児休業中の場合		●「就労証明書」	入所申請時には、育休期間等を明記したものをご提出ください。 復職後1か月以内に再度「就労証明書（復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの）」をご提出ください。
③採用内定者の場合		●「就労証明書」	入所後1か月以内に再度「就労証明書（証明日が就労開始日以降のもの）」をご提出ください。
④自営業従事者の場合 農業従事者の場合		① ●「就労証明書」 ② 「開業届の写し」又は「確定申告書（第一表、第二表）の写し」 ※業務委託の場合 ① ●「就労証明書」 ② 「業務委託契約書の写し」	①、②ともに必要です。
⑤学生の場合	国公立又は学校法人の運営する学校等の場合	① 「在学証明書」 ② ●「カリキュラム」 ※在学証明書は在学年がわかるものが必要です。	①、②ともに必要です。
	職業訓練校等の場合	① 「訓練指示書」又は「就労支援計画書」 ② ●「カリキュラム」	
⑥疾病者の介助の場合※1		① ●「診断書（介護）」又は介護保険被保険者証の写し ② ●「看護等状況申告書」 ③（お持ちの場合のみ）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書等の写し	①、②ともに必要です。 月60時間以上の介助が条件です。
⑦疾病・障害がある場合※1		●「診断書（本人）」又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書等の写し	
⑧出産の場合※2		母子健康手帳の写し （表紙及び分娩予定日が記載されたページ）	
⑨災害復旧※1		り災証明書等	災害状況がわかるもの
⑩虐待やDVのおそれ		幼児保育課にご相談ください。	
⑪求職中又は事業準備中で就労後児童の保育ができない場合		●「求職活動に関する申立書」 ※入所後3か月以内に、就労を開始し、就労証明書等を提出しない場合は、退所になります。	ハローワークを利用中の方はハローワークの「受付票」をご提出ください。

※ご提出いただいた書類は、原則、返却いたしません。

- ※1 ⑥、⑦、⑨でお申込みの方は診断書等の期間内での認定となります。介護や入院・災害復旧等が長引く場合は、認定期間内に再度新しい期間が記載された診断書等の提出が必要です。

※2 ⑧の方は産前6週から（多胎妊娠の場合は産前14週から）のお預かりとなり、産後8週経過日の翌日が属する月の末日で退所となります。

なお、ほかの保育を必要とする事由がある場合、継続入所可能となります。認定変更の手続きを行ってください。

（例）令和9年8月18日（水）が予定日の場合、認定期間は産前6週の7月8日（木）から産後8週経過日の翌日10月14日（木）が属する月の末日である令和9年10月31日（日）までです。

出産日がずれた場合は、産後の期間を計算しなおして認定します。

出産日より退所日が早まる場合がありますので、**出産後は必ず幼児保育課にご連絡ください。**

(2) 必要な方のみ提出する書類①

世帯状況等			必要書類
保護者の一方が単身赴任中の場合			単身赴任先の住所かつ「単身赴任期間」の欄に期間の記載がある 就労証明書 (記載がない場合、加点は付きません。)
ひとり親の場合 ※別居かつ住民票・生計が別であることが条件	つくば市から児童扶養手当又はつくば市ひとり親家庭等福祉金を受給している方		児童扶養手当の証書 又は つくば市ひとり親家庭等福祉金認定通知書の写し
	つくば市から児童扶養手当やつくば市ひとり親家庭等福祉金を受給していない方	未婚	戸籍謄本の写し (外国籍の場合は、独身証明書)
		離婚済	戸籍謄本の写し又は離婚届受理証明書 (外国籍の場合は、独身証明書)
		離婚調停中	協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状、家庭裁判所における事件系属証明書、調停不成立証明書等のいずれか
保護者又は申請児童が外国籍の場合			○在留カードをお持ちの場合※有効期間内であるもの 在留カードの写し (全員分) 又は住民票 (全員分) ○在留カードをお持ちでない場合 ・ 特別永住者証明書の写し (全員分) 又は住民票 (全員分) ・ 資格外活動許可証の写し (在留資格が「留学」又は「家族滞在」等で就労する場合は、資格外活動の許可が必要です。許可を受けていない場合は、受付できません。)
別世帯に入所児童のきょうだいがいる場合 (生計を同一にしている場合に限る。)			別世帯のきょうだいの住民票の写し、別居監護申立書 ※ 生計を同一にしていることがわかる書類の提出が必要になる場合があります。
同一世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合			各種手帳の写し (特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給者証でも可)
児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・児童心理治療施設を利用し、かつ保育所等に入所していない小学校就学前子どもがいる場合			幼児保育課にご相談ください。
養育里親世帯の場合			登録証又は里親委託措置決定通知書

(3) 必要な方のみ提出する書類②

育児休業の延長の許可により調整指数の減算を適用していたが、取り下げる方	育児休業の延長の許可による調整指数減算の適用取下書 (9点の減点を解除して選考します。)
-------------------------------------	---

(4) 転入予定の方

市民税の課税状況等により保育料等の算定を行います。また、書類が不足する場合は選考で不利となり、保育料等が市階層区分「15」(P15 参照)として算出される場合がありますので、以下に該当する方はご提出ください。

令和9年4月から8月までの入所申請で 令和8年1月1日につくば市に住民登録がない方	令和8年1月1日住所地の市町村発行の 「令和8年度(令和7年分)市区町村民税課税(非課税)証明書」
令和9年9月以降の入所申請で 令和9年1月1日につくば市に住民登録がない方	令和9年1月1日住所地の市区町村発行の 「令和9年度(令和8年分)市区町村民税課税(非課税)証明書」

※父母ともに必要となり、単身赴任も含みます。

※海外からの転入の方は、海外収入申立書と給与明細をご提出ください。

※未申告の方は、申告手続きを行ってください。

5 電子申請の流れ

マイナンバーカードと、読み取りに対応している機器をどちらもお持ちの方は、
電子申請のみで申請が完結！



マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
又は ICカードリーダー+パソコンを…

持っている

マイナンバーカードの読み取りをして申請
ご用意いただくもの

- ・マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン又はICカードリーダー+パソコン
- ・代表保護者のマイナンバーカード
- ・保育にあたれない証明書 等

持っていない

マイナンバーカードの読み取りをせずに申請
ご用意いただくもの

- ・スマートフォン又はパソコン
- ・代表保護者の本人確認書類
- ・代表保護者の個人番号（マイナンバー）確認のための書類
- ・保育にあたれない証明書 等

つくば市ホームページから電子申請フォームにアクセス



4月入所



4月以外の入所

以下の項目を入力

- ・教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書
- ・入所に関する確認票
- ・児童の健康・発育状況調査票
- ・確認事項チェックシート

保育にあたれない証明書（就労証明書等）、必要な方のみ提出する書類（ひとり親の方、外国人の方等）を撮影した写真又はPDFを添付

※添付ファイルに不備がある場合（画像不鮮明、電子ファイルのパスワードロック等）は書類不備となり、調整指数が低くなる場合がありますのでご注意ください。

必要書類の詳細はP6、
7をご確認ください。

マイナンバーカードの
読み取りありの場合

申請完了

マイナンバーカードの読み取りなしの場合

「個人番号（マイナンバー）記入用紙」に以下の書類の写しを
添付して幼児保育課へ郵送 ※（1）・（2）どちらも必要です。

- （1）代表保護者の本人確認書類
例：マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート等
- （2）代表保護者の個人番号（マイナンバー）確認のための書類
例：マイナンバーカード裏面、通知カード、
マイナンバーの記載がある住民票の写し等

※「個人番号（マイナンバー）記入用紙」は、つくば市ホームページから
ダウンロード可能です。

広域入所の手続きについて

※「広域入所」とは、住民票がある市区町村以外の市区町村に所在する保育所等へ入所することをいいます。

1 つくば市に転入予定の方

- (1) 申 込 先 つくば市幼児保育課（電子申請）
- (2) 必要書類 P6 4 参照
- (3) 注意事項

○入所月の前月末日までにつくば市に住民票を異動し、幼児保育課へご連絡ください。

○入所月の前月末日までにつくば市に住民票を異動できない場合、入所取消しとなります。

○入所内定の場合、施設利用内定通知書が届きます。入所保留の場合、保育所入所保留通知書が届きます。

○転入前の市区町村にて保育所等を利用している場合や、つくば市以外の市区町村の保育所等への入所を併願する場合は、別途手続きが必要となることがありますので、必ず転入前市区町村の保育所担当課へご確認ください。

2 市外からつくば市の保育所への申込み（つくば市に転入せず市外から通う方、他市町村へ転出後も継続して使いたい方）

- (1) 申 込 先 お住まいの市区町村の保育所担当課窓口
- (2) 必要書類 (ア) お住まいの市区町村の申込様式一式
(イ) 広域入所確認シート（つくば市ホームページからダウンロード可能）
- (3) 注意事項

○入所期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望する場合は、選考を行うため翌年度4月入所のお申込みをしてください。

○0歳児クラスの入力は行っておりません（つくば市内の保育所等に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師の子ども、又は年度途中で転出し、つくば市内の保育所等を継続利用する子どもを除く。）。

○「就労」・「就学」・「介護・看護」の事由でお申込みの場合、それぞれの事由にあたる時間が月60時間以上を満たすことが必要です。

○認定こども園に入所している方で、1号認定から2号認定に切り替える場合も申込みが必要です。

○申込可能な希望施設数は、つくば市民と同様に第3希望までです。

○市外在住者の利用調整（選考）についてはつくば市ホームページをご確認ください。



〔広域入所〕

3 市外への申込み（つくば市から転出する方）

- (1) 申 込 先 転出先市区町村の保育所担当課
- (2) 必要書類 転出先市区町村に事前にご確認ください。
- (3) 注意事項 つくば市幼児保育課では受付を行っておりません。この旨を転出先市区町村にお伝えください。

4 市外への申込み（転出せずつくば市から通う方、他市区町村から転入後に継続して使いたい方）

- (1) 申 込 先 つくば市幼児保育課窓口
- (2) 必要書類 つくば市の申込書類及び保育所所在地市区町村での必要書類
- (3) 注意事項 ○入所期間は最長で年度末までです。翌年度も入所を希望する場合は、選考を行うため再度申込みをしてください。
○必要書類、締切日及び受入可能年齢を申込み先に必ず確認し、申込先の締切日の7日前までにはお申し込みください。
○市区町村によっては、申込制限がある場合がありますので、必ずご確認の上、お申し込みください。
（例：0歳児クラスは申込不可、保護者の就労先がその市区町村にある場合のみ申込可能等）
○認定こども園に入所している方で、1号認定から2号認定に切り替える場合も申込みが必要です。
○電子申請、郵送申請では受付を行っておりません。窓口での申込みが必要です。
○選考結果はつくば市から電話により通知いたします。

申込み上の注意

1 入所全般について

- (1) **令和8年度の入所申込みをしても令和9年度の入所については選考されません。別途申込みが必要です。**
- (2) 申込みを取り下げの場合や内定を辞退する場合は、「保育施設入所申込取下げ届」を提出（マイナンバーカードの読み取りが可能な場合、電子申請可）してください。**内定を辞退すると申込みも取下げとなるため、翌月以降も選考を希望する場合は、再度申込みが必要です。**なお、取下げをした場合には、入所保留通知書は発行されませんのでご注意ください。
- (3) 入所申込後でも希望施設の変更ができます。各月の入所申込締切日までに変更の申請（電子申請可）をしてください。
- (4) 内定になった場合でも、面談や健康診断で集団保育が難しいと判断された場合は、入所の承諾ができないことがあります。また、疾病や障害の程度によっては、集団保育が可能である旨が記載された診断書等の提出が必要になる場合や、受入体制が整うまで入所が待機となる場合があります。なお、診断書等に記載された情報を内定した施設に提供する場合があります。
- (5) **原則、入所日は入所月の1日となります**（出産や産休明けの入所を除く。）。
- (6) **転所申込みの方が転所先の内定を辞退した場合、元の保育所等には別の方が入所するため、元の保育所等には戻れず退所となります。**
- (7) 申込み後、保育を必要とする事由、家庭状況等に変更があった場合は、その都度、幼児保育課への証明書のご提出又はご連絡をお願いします。
- (8) 入所後につくば市外へ転出された場合、転出月の末日で退所となります。つくば市外へ転出後も継続して利用を希望する場合は、別途、転出先でのお手続きが必要です（P9 2 参照）。
※つくば市及び転出先市区町村の入所要件を満たす必要があります。
- (9) **育児休業中に入所申込みをする場合、入所月の翌月1日までの復職が必要です。育児休業から復職する際、以下の①～⑤に該当する場合は退所となります。**
 - ① **育児休業取得中の勤務先を退職した場合（入所月の翌月1日までに申込時点と同じかそれ以上の勤務時間の仕事に転職し、勤務を開始する場合を除く。）**
 - ② **入所月の翌月1日までに復職をしない場合**
 - ③ **復職後に育児休業取得前と比較し、就労時間が短くなる場合（育児短時間制度の利用は除く。）※転職した場合も同様**
 - ④ **復職後の派遣先が未定で復職できない場合**
 - ⑤ **有給休暇等で、実質的に入所月の翌月1日までに勤務を開始しない場合も認められません。**
- (10) 市内の認可保育施設に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭と同様に、保護者が市内の認可保育施設に勤務する看護師である場合も、選考の際、調整指数が加算されます。就労証明書の備考欄に市内の認可保育施設に看護師として勤務している旨が記載されているかご確認ください。記載がない場合、加算されない場合がありますのでご注意ください。

2 ならし保育について

乳幼児は環境や生活の急激な変化に適応しにくいものです。分離不安、恐怖心、心身の疲労を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、ならし保育（短時間の保育）を実施している場合があります。新入児（転所を含む）の入所後平日5日間を目安としていますが、施設により異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。ならし保育を実施する場合、入所直後から長時間預けることができない場合がありますので、ご注意ください。

※5日間は目安ですので、子どもの状況により期間を延長する場合があります。

※ならし保育を入所月の1日より前に行うことはできません。

3 特別な配慮が必要な可能性のある子どもについて

- (1) 特別な配慮が必要な可能性のある子どもとは、言葉や身体面で支援が必要になる可能性のある子ども（療育手帳や診断書の有無にかかわらず、発達がゆっくりな子どもも含む）、疾病・障害のある子どもをいいます。補聴器や眼鏡等の脱着が必要な子どもも対象となります。
- (2) ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設では子どもに合わせた配慮が必要となる場合があります。内定した場合でも、受入体制が整うまで入所が待機となる場合があります。
- (3) お申込みの前に希望施設に見学・相談をしてください。
- (4) 医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養、導尿等）の必要な子どもの入所については、事前に幼児保育課へご相談ください。なお、公立保育所における入所手続等の詳細は、つくば市ホームページをご確認ください。
※民間保育園については、直接施設へお問い合わせください。



〔公立保育所における医療的ケア児の受入れ〕

4 入所後に出産し、育児休業を取得する方

就労の保育事由で入所後、下の子の出産に伴い、育児休業を取得する場合、入所中の上の子を継続して入所させることができます。

◎注意事項

- (1) 産前産後休業中及び育児休業中に保育所の転所はできません（小規模保育事業所卒園児を除く。）。
- (2) 育児休業取得時に、育児休業期間を記入した「就労証明書」の提出と認定変更の手続きが必要となります。また、復職時には「就労証明書」（復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの）の提出と認定変更の手続きが必要となります。
- (3) 復職せずに退職した場合は退所となります。ただし、申込時点と同じかそれ以上の勤務時間の仕事に転職する場合は退所になりません。

★保護者の一方が育児休業を取得した場合は、その開始日に合わせて保育を必要とする事由を「育児休業」、保育時間を「短時間保育」に変更します。

認定変更の申請方法についてはP12をご確認ください。

例1) 母は産前産後休業と育児休業を取得し、父は就労を続ける場合

父の状況	就労			
母の状況	就労	産前産後休業	育児休業	就労
➡ 上記の場合の認定と保育時間				
	就労 月120h以上勤務：標準時間保育 月120h未満勤務：短時間保育	妊娠・出産 標準時間又は短時間保育を選択可能	育児休業 短時間保育	就労 月120h以上勤務：標準時間保育 月120h未満勤務：短時間保育

例2) 母は産前産後休業と育児休業を取得し、父は子の出生後に育児休業を取る場合

父の状況	就労	育児休業	就労
母の状況	就労	産前産後休業	育児休業
➡ 上記の場合の認定と保育時間			
	就労 月120h以上勤務：標準時間保育 月120h未満勤務：短時間保育	妊娠・出産 標準時間又は短時間保育を選択可能	育児休業 短時間保育

申込み・入所後に必要な手続き

次のような場合、申請中・入所中を問わず必ず幼児保育課にご連絡ください。入所選考の基準指数や認定内容、保育料等が変更になる場合があります。

- (1) 居住地等が変わる場合（転出・転居、1 か月以上の出国、帰国、電話番号の変更等）
- (2) 家庭内保育が可能となった場合（退職、病気全快、育児休業取得等）
- (3) 世帯状況が変わった場合
（氏名変更、家族の出生、死亡、離婚、別居、再婚、単身赴任、生活保護の開始等）
- (4) 就労・就学状況が変わった場合（勤務先、日数、時間、カリキュラムの変更等）
- (5) 入所期間の変更（入所承諾期間満了前の退所、入所期間の延長）

退所手続きについて

保育所等に預ける必要がなくなった、つくば市外に転出する、転所する等の理由により保育所等を退所する方は、退所日までに、**「保育所退所届」**（つくば市ホームページからダウンロード可能）を記入し、幼児保育課にご提出ください。電子申請でもお手続き可能です（マイナンバーカードの読み取りが必要です。）。

[保育所退所届]



転所手続きについて

転所申込みには新規申込みと同じ手続きが必要です。 転所の意思がなくなった時は、必ず申込みを取り下げてください。なお、転所後もならし保育を行います。

◎注意事項

- (1) 転所が決まった場合は、元の保育所等の「保育所退所届」を幼児保育課にご提出ください。
- (2) 産前産後休業及び育児休業の期間中は、転所できません（小規模保育事業所卒園児を除く。）。
休業明けに合わせて転所することは可能です。
- (3) 転所先の内定を辞退した場合、元の保育所等には別の方が入所するため、元の保育所等には戻れず退所となります。

認定の変更について

※きょうだいの下の子が入所内定した際、上の子の認定変更の手続きは不要です（下の子と上の子の保育必要量（保育時間）が異なる場合は手続きが必要です。）。

1 教育・保育給付認定の変更申請

保育必要量（標準時間・短時間）、保育を必要とする事由、認定期間等、現在受けている教育・保育給付認定を変更する必要がある場合は、**変更が生じる日の前月末までに**認定の「変更申請」を行ってください。

（例：産前産後休業・育児休業を取得する、退職し求職活動を行う）

2 変更に必要な書類 ※①と②が両方必要です

①教育・保育給付認定変更申請書

様式は、つくば市ホームページからダウンロード可能です。

②保育にあたれない証明書（P6 参照）

変更が生じる日の前月末までに準備できない場合には、①を先に提出してください。

証明書は、後日速やかに提出してください。

3 申請方法

電子申請（マイナンバーカードの読み取りが必要）、郵送又は幼児保育課窓口

◎注意事項

- (1) 事前に入所中の施設へ変更内容をお伝えください。
- (2) 施設を利用する時間が変わるときは、必ず事前に施設へ確認してください。



[教育・保育給付認定の変更]

利用者負担額(保育料等)について

1 利用者負担額(保育料等)のお支払いについて

- ・保育料等は、原則として口座振替で納めていただきます。
- ・入所後、Web 口座振替受付サービス(一部金融機関未対応)へ登録いただくか、市内金融機関等にある口座振替依頼書を指定の金融機関にご提出ください。
- ・口座振替を希望しない場合は、納付書で納めていただきます。各金融機関、コンビニエンスストア、QRコード決済、クレジットカード等で支払可能です。詳細はつくば市ホームページをご確認ください。
 ※認定こども園・小規模保育事業所をご利用の場合は、各施設にお問い合わせください。
 ※児童手当からの徴収(天引き)も可能です。詳細は幼児保育課にお問い合わせください。



[口座振替]

◎利用者負担額決定通知書(料金通知)の送付について

- ・4月入所者の利用者負担額決定通知書は4月中旬頃に送付します。
- ・年度途中入所の方は、入所月の前月末頃に送付します。
- ・9月分以降の料金に変更になる方は、8月下旬頃に送付します。



[利用者負担額(保育料等)]

◎保育料とその他費用(給食費、日用品費等の施設が定める額)の支払先

利用施設 (つくば市内)	支払先		利用施設 (つくば市外)	支払先	
	保育料	その他費用		保育料	その他費用
公立保育所	つくば市	つくば市	公立保育所	各自治体	各自治体
民間保育園	つくば市	各施設	民間保育園	つくば市	各施設
認定こども園	各施設	各施設	認定こども園	各施設	各施設
小規模保育事業所	各施設	各施設	小規模保育事業所	各施設	各施設

2 利用者負担額(保育料等)の算定について

保育料等は、両親の市民税所得割額の合計により決定します。(児童やその保護者を、親族が税や健康保険の扶養としていた場合、又は親族が実質的な家計の主宰者である場合は、その親族分の税額を合算して算定を行います。)

	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	令和8年度(2026年度)市民税所得割額 (2025年1月～12月の所得にかかるもの)	令和9年度(2027年度)市民税所得割額 (2026年1月～12月の所得にかかるもの)

※保育料等の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しないで計算します。**未申告で市民税所得割額が不明の場合、保育料等が市階層区分「15」(P15参照)として算定される場合があります。速やかに税申告又は税資料を提出の上、幼児保育課にご連絡ください。遡っての再算定は現年度保育料までとなります。**

※世帯構成の変更(婚姻・離婚)、途中退所、兄弟姉妹の保育施設入(退)所、市民税額等が変更になった場合、必ず幼児保育課へご連絡ください。現年度保育料において遡って変更になる場合があります。

※**両親ともに非課税の世帯は、同一住所(別世帯含む)の祖父母等の市民税所得割額を合算して保育料等算定に用いる場合があります。**

※親族以外の同居人がいる場合(事実婚状態と考えられる場合等)は、原則として、同居人の市民税所得割額を合算して保育料等を算定します。

※月途中で退所・入所された方は退所日まで(入所日から月末まで)の日割計算を行います。

また、欠席した分の保育料等については減額されません。

※**幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスに在籍する児童の保育料は無償です。**

3 利用者負担額（保育料等）の滞納について

保育料等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げる要因につながります。

保育料等を滞納した場合、児童手当からの特別徴収や財産（不動産、預金、給与等）差押等滞納処分の対象となります。また、勤務先等に給与照会を行う場合があります。

4 多子世帯の利用者負担額（保育料等）軽減について

きょうだいがいる世帯については、世帯の収入に関わらず、生計を同一とする兄弟（成年に達している者でも可）から数えて第2子は半額、第3子以降は無料となります。

	0～2歳児クラス			3歳児クラス以上
例1 0～2歳児クラスの子どもが3名	無料 第3子	半額 第2子	全額 第1子	
例2 0～2歳児クラスの子どもが2名、 3歳児クラス以上の子どもが1名	無料 第3子	半額 第2子		第1子
例3 0～2歳児クラスの子どもが1名、 3歳児クラス以上の子どもが2名	無料 第3子		第2子	第1子

・軽減世帯（※1）は、上図の第2子から無料になります。

5 副食費（おかず・おやつ等の費用）の免除について

- ・市階層区分（P 15 参照）が5-1以下（市民税所得割額が57,700円未満）の世帯及び軽減世帯（※1）は3～5歳児クラスに在籍する児童の給食費のうち、副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除になります。
- ・上記以外の世帯でも、小学校就学前かつ保育所等（幼稚園含む）及び認可外保育施設（企業主導型に限る）に入所中の児童数をカウントし、第3子以降は副食費が免除になります。
- ・主食費（ご飯、パン等の費用）は全世帯で免除になりません。

	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	小学生以上
・市階層区分が5-1以下の世帯 ・軽減世帯（※1）	子どもの人数に関わらず 副食費免除			
上記以外の世帯の例				
例1 保育所等の3～5歳児クラスに在籍中の子どもが3名いる世帯	免除 第3子	徴収 第2子	徴収 第1子	
免除にならない例				
例2 小学生以上の子どもが1名、保育所等の3～5歳児クラスに在籍中の子どもが2名いる世帯	徴収 第2子	徴収 第1子		カウントしない

※1 軽減世帯とは、ひとり親世帯又は世帯員のいずれかが障害者手帳を持つ世帯のうち、市民税所得割額が77,101円未満の世帯を指します。

※上記の基準は2号認定（保育所及び認定こども園の保育部分）の場合です。

1号認定（幼稚園及び認定こども園の教育部分）の場合は基準が異なります。

6 つくば市特定教育・保育施設利用者負担額（保育料）早見表（2・3号認定）

(1) 3～5歳児クラスの利用者負担額（保育料等）

利用者負担額（保育料）	0 円
主食費（ご飯、パン等の費用）	各施設が定める額
副食費（おかず、おやつ等の費用）	各施設が定める額

(2) 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）

国階層 区分	市階層 区分	階層定義		第1子		第2子		第3子以降	
		市民税所得割額等		利用者負担額 (保育料)		利用者負担額 (保育料)		利用者負担額 (保育料)	
				保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
1	1	生活保護世帯及び里親世帯 (養育里親に限る)		0	0	0	0	年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料	
2	2	市民税非課税世帯		0	0	0	0		
3	3	市民税均等割課税世帯		9,000	8,800	4,500	4,400		
		ひとり親世帯等		3,000	2,900	0	0		
	4	48,600円未満		12,000	11,700	6,000	5,850		
4		ひとり親世帯等		5,000	4,900	0	0		
	5-1	48,600円以上 57,700円未満		14,000	13,700	7,000	6,850		
		ひとり親世帯等		7,000	6,850	0	0		
	5-2	57,700円以上 61,000円未満		14,000	13,700	7,000	6,850		
		ひとり親世帯等		7,000	6,850	0	0		
	6-1	61,000円以上 77,101円未満		18,000	17,600	9,000	8,800		
		ひとり親世帯等		9,000	8,800	0	0		
	6-2	77,101円以上 79,000円未満		18,000	17,600	9,000	8,800		
	7	79,000円以上 97,000円未満		21,000	20,600	10,500	10,300		
5	8	97,000円以上 125,000円未満		28,000	27,500	14,000	13,750		
	9	125,000円以上 169,000円未満		31,000	30,400	15,500	15,200		
6	10	169,000円以上 234,000円未満		40,000	39,300	20,000	19,650		
	11	234,000円以上 301,000円未満		45,000	44,200	22,500	22,100		
7	12	301,000円以上 397,000円未満		53,000	52,100	26,500	26,050		
8	13	397,000円以上 480,000円未満		61,000	59,900	30,500	29,950		
	14	480,000円以上 570,000円未満		69,000	67,800	34,500	33,900		
	15	570,000円以上		78,000	76,600	39,000	38,300		

※利用者負担額は、両親の市民税額（税額控除前所得割額）を基に算定します。
市民税額が不明又は未申告の場合は、最高階層（15階層）として算定します。
 算定根拠についてはP13をご確認ください。

※利用者負担額以外にも、日用品費等の各施設が定める費用が発生します。
 その他の費用については、各施設にお問い合わせください。

利用者負担額
(保育料等)について

1 入所について

Q 1 先着順で入所者を決めるのですか。

A 1 先着順ではありません。申込書の内容を点数化し、点数の高い方から選考します。詳しくは「利用申込みについて」(P4) をご参照ください。

Q 2 希望施設はいくつまで記入できますか。

A 2 3施設まで記入できます。3施設すべて記入しなくても申込可能です。

Q 3 空きのない保育所への申込みはできますか。

A 3 可能です。空きが0の場合でも、転所や退所等により枠ができる場合もあります。入所月の前々月25日頃に、つくば市ホームページで「保育施設空き状況」を公開していますが、空き状況の公開前でも申込可能です。

Q 4 見学の申込みはどこにすればよいですか。

A 4 希望施設に直接ご連絡をお願いします。

Q 5 申込みの度に就労証明書を用意しなくてはならないのですか。

A 5 入所申込日から3か月以内に発行された証明書であれば再度ご利用いただけます。
一度提出されたものは返却やコピーしてお渡しができません。ご自身で保管をお願いします。

Q 6 現在は無職だが今後働きたいと思っています。仕事を探すために保育所を利用したい場合、保育所の申込みはできますか。

A 6 可能です。ただし、入所が内定した場合、入所日から3か月以内に就職し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。

Q 7 保育所と幼稚園との併願はできますか。どのような手続きをすればよいですか。

A 7 保育所と幼稚園の併願は可能です。保育所は、幼児保育課にお申し込みください。また、幼稚園については、希望する園に直接お申し込みください。

Q 8 現在海外に居住しています。令和9年3月につくば市に引っ越すことになり、4月からつくば市の保育所等に入所したいのですが、手続きはどのようにすればよいですか。

A 8 つくば市の4月入所の申込締切日までに、電子申請でお申し込みください。
就労証明書や海外での収入がわかる書類が外国語で表記されているものについては、必ず日本語に翻訳した上でご提出ください。

Q 9 ならし保育は転所でも実施されますか。また、期間はどのくらいですか。

A 9 子どもは環境や生活の急激な変化に適応しにくい場合が多いので、徐々に集団生活にならすため、転所の方でもならし保育が必要となります。ならし保育は、入所後の平日5日間を目安としていますが、場合により延長となることもあります。ならし保育を実施する場合、入所(転所)直後から長時間預けることができない場合がありますのでご注意ください。時間や日数については、各施設へお問い合わせください。

Q 10 障害児の優先入所枠はありますか。

A 10 ありません。選考の結果、内定になった場合でも、面接や健康診断で集団保育が難しいと判断された場合は、入所ができない場合があります。また、疾病や障害の程度によっては、集団保育が可能である旨が記載された診断書等の提出が必要になる場合や、受入体制が整うまで入所が待機となる場合がありますので、お申込みの前に希望施設に見学・相談をしてください。

Q 11 入所内定を辞退した場合、今後の選考で不利になりますか。

A 11 点数の減算はありません。ただし、同じ点数の方がいる場合は、待機月数の算定により、不利になる場合があります。
内定辞退により、選考作業が遅れる、本来内定できた方が内定できない等大きな影響が出ています。申込み前に、相談、施設の見学等を行い、十分にご検討した上でお申し込みください。辞退の場合は、至急幼児保育課及び内定した施設にご連絡ください。

Q 12 現在育児休業中で、0歳児と3歳児の子どもの保育所入所を申し込んでいます。3歳児の子のみが内定し、0歳児の子は保留になりました。0歳児の子の内定が出るまで復職を待ってもらうことはできるのでしょうか。

A 12 復職の延期はできません。3歳児のお子様の入所月に復職できなければ退所となります。0歳児のお子様は、認可外保育施設等の利用をご検討ください。

Q 13 現在、育児休業中です。保育所内定の連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか。

A 13 復職とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。

以下の①～⑤に該当する場合は退所となります。

①育児休業取得中の勤務先を退職した場合(転職により入所月の翌月の1日までに勤務を開始できる場合を除く。)

②入所月の翌月1日までに復職をしない場合

③復職後に育児休業取得前と比較し、就労時間が短くなる場合(育児短時間制度の利用は除く。)※転職した場合も同様

④復職後の派遣先が未定で復職できない場合

⑤有給休暇等で、実質的に入所月の翌月1日までに勤務を開始しない場合も認められません。

Q 14 2か月以上保育所を休む予定です。退所にはなりませんか。

A 14 連続する2か月間で1日も登所がない場合、保育の必要性がないと判断され退所となります。なお、欠席した分の保育料等については減額されません。

Q 15 離婚前提で別居しているが、配偶者の「保育にあたれない証明書」は必要ですか。

A 15 離婚調停等を行っている場合はP7の書類を提出してください。提出できない場合は保育にあたれない証明書を提出してください。

Q 16 祖父母と同居しています。必要書類はありますか。

A 16 令和9年4月1日時点で65歳未満であれば、祖父母の保育にあたれない証明書も提出が必要です(P6参照)。提出がない場合は、5点減点して利用調整します。

Q 17 つくば市と他市の施設を併願することはできますか。

A 17 可能です。ただし、併願不可としている自治体もありますので、申込先の市区町村に確認してください。両方内定が出た場合は、片方の内定を辞退してください。

Q 18 転出予定ですが、つくば市で入所している保育所を引き続き利用することはできますか。

A 18 次の①及び②を満たす場合、年度末まで継続入所が可能です。

①転出先市区町村で教育・保育給付認定を受けられること。

②つくば市が定める保育を必要とする事由の要件を満たしていること。(P2参照)

※翌年度も継続入所を希望する場合は、選考を行うため、翌年度4月入所のお申込みをしてください。(P9参照)

2 認定について

Q 19 2号認定に該当する(保護者が働いている等)場合でも、1号認定を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか。

A 19 可能です。預かり保育の利用は、直接施設にお申し込みください。預かり保育を利用し、無償化の認定を希望する場合、預かり保育を利用する前に、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請してください(原則、電子申請となります)。

Q 20 教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)のみを受けることはできますか。またその場合、どのような手続きが必要ですか。

A 20 可能です。教育・保育給付認定のみご希望の方は、以下の書類を幼児保育課窓口へ提出してください。

<手続きに必要な書類> (P6参照)

1 教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書

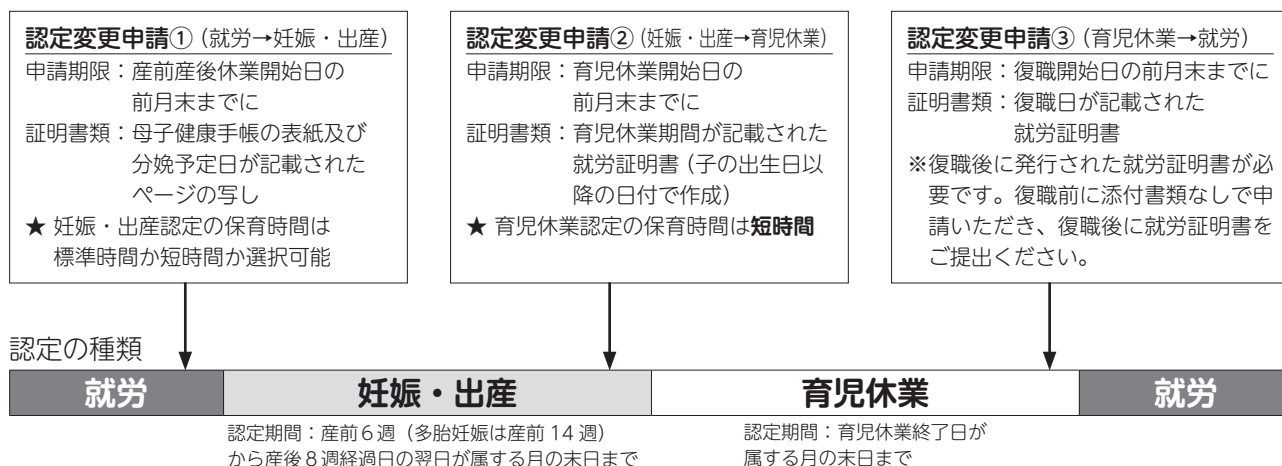
2 保育にあたれない証明書

Q 21 認定の有効期間が途中で切れているときはどうすればよいですか。

A 21 有効期間の延長を希望する場合には、原則、有効期間終了の前月末までに、認定変更を申請してください。申請方法についてはP12をご参照ください。手続きがない場合は、退所となります。

Q 22 就労しており上の子を保育所に通わせています。下の子が生まれるにあたって産前産後休業と育児休業を取得することになりました。上の子を継続して保育所に通わせたい場合、どのような手続きが必要ですか。

A 22 下図の流れで認定変更が必要です。申請方法については、P12をご参照ください。また、育児休業中の認定については、P11も参考にしてください。



3 利用者負担額（保育料等）について

Q 23 保育料等を滞納した場合はどうなりますか。

A 23 保育料等を滞納し、督促に応じない場合、児童手当からの特別徴収や差押等滞納処分の対象となります。また、勤務先等に給与照会を行います。納入計画（分納・児童手当からの天引き等）についてはご相談に応じておりますので、幼児保育課にお問い合わせください。

Q 24 保育料等の支払いを忘れ、納付書の納期限が過ぎた場合は、どのように支払えばよいですか。

A 24 幼児保育課窓口又は金融機関の窓口であれば、納期限が過ぎた納付書でもお支払いが可能ですので、早急にお支払いください。なお、コンビニでのお支払いをご希望の場合は、幼児保育課にお問い合わせください。

Q 25 口座の残高不足で保育料等の引き落としがされなかったときは、どうすればよいですか。

A 25 保育料等の振替ができなかった場合は、振替不能であることを確認した後に納付書を送付いたしますので、早急にお支払いください。納期限内であれば、コンビニ等でもお支払いが可能です。

Q 26 申込書に書いた代表保護者と保育料引き落とし口座との名義が異なっていますが、問題ないですか。

A 26 児童の保護者名義の口座であれば、問題ありません。

Q 27 利用者負担額（保育料等）以外にかかる費用はありますか。

A 27 施設により日用品等の実費徴収される場合があります。詳細は施設へ直接お問い合わせください。

保育所等一覧

※預かり時間は標準的な時間であり、職員体制等により記載と異なる場合があります。
入所前の面談等で施設にご確認ください。

※0歳児クラスの預かり時間は施設により異なる場合がありますので、施設にご確認ください。

◆ 公立保育所

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	平日				土曜	
						開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
1	大穂保育所	大曽根3410番地	120	864-0174	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
2	上郷保育所	上郷2499番地	90	847-2124	1歳～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
3	今鹿島保育所	今鹿島5087番地	90	847-5174	1歳～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
5	真瀬保育所	真瀬582番地1	90	836-0162	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
7	手代木南保育所	松代4丁目15番地1	120	851-9328	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
8	二の宮保育所	二の宮4丁目9番地1	140	855-5541	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
9	松代保育所	松代2丁目21番地3	135	855-0710	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
13	竹園保育所	竹園3丁目18番地1	125	851-5766	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
14	並木保育所	並木4丁目2番地3	110	851-5333	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
15	吾妻保育所	吾妻2丁目5番地4	125	851-8142	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
16	桜南保育所	並木4丁目7番地2	135	855-6181	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
17	北条保育所	北条79番地3	60	867-0142	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
19	沼田保育所	沼田39番地3	90	866-0854	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
20	作岡保育所	作谷1737番地1	60	869-0101	6か月～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00
23	岩崎保育所	下岩崎2116番地	90	876-0696	産休明け～5歳	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:45	13:00

<注意事項>

・土曜日は近隣の公立保育所で合同保育となります。なお、保育時間は変更になる場合があります。

★ 民間保育園

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
25	アイリス保育園	上横場354番地10	120	839-3535	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
26	かつらぎ第二保育園	荻間643番地1	90	875-9412	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
27	青い丘保育園つくば	小野崎594番地1	60	849-5130	産休明け～5歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
28	わかば保育園分園	みどりの1丁目28番3	30	836-8803	産休明け～2歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:00
29	東平塚保育園	東平塚661番地1	90	851-2766	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	19:00
30	吉沼保育園	吉沼1110番地1	160	865-0050	産休明け～5歳	あり 2歳児	7:15	19:30	7:15～18:15	8:30～16:30	7:30	18:30
31	かつらぎ保育園	西大橋457番地2	200	856-1016	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
32	わかば保育園	谷田部2061番地	100	838-0808	産休明け～5歳	あり 3歳児	7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:00
33	島名杉の子保育園	下河原崎4番地208	130	847-6185	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
34	ひまわり保育園	真瀬1279番地	110	838-0432	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
35	まつばつくり保育園	大角豆2012番地668	120	851-7589	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
36	田中保育園	水守554番地1	130	867-0433	産休明け～5歳		7:30	19:15	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
37	九重保育園	上ノ室2113番地2	70	850-6660	産休明け～5歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30	16:30
38	ケアーズ保育園	要元中根178番地	200	864-8800	産休明け～5歳		7:15	19:30	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
39	フラワーチャイルド保育園	蓮沼220番地1	90	864-6464	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:30

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
40	さくら学園保育園	上野1302番地	380	863-0053	産休明け～5歳		7:15	19:30	7:15～18:15	8:30～16:30	7:30	18:30
41	かなめ保育園	要174番地	120	877-7710	産休明け～5歳		7:15	19:30	7:15～18:15	8:15～16:15	7:15	18:15
42	島名保育園	島名529番地3	90	847-9434	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
43	つくば国際白梅保育園	面野井55番地1	160	886-3300	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:00
44	青い丘保育園二の宮	二の宮4丁目4番地37	60	850-3310	産休明け～5歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
46	つくばこどもの森保育園	沼崎3097番地1	110	847-1155	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:30
47	みどりの保育園	花島新田4番地26	90	879-9144	産休明け～5歳		7:15	19:30	7:15～18:15	8:30～16:30	7:30	18:30
48	学園みらい保育園	島307番地	140	893-2807	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
49	つくばスワン保育園	西大井1733番地34	90	870-3371	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	9:00～17:00	7:00	18:30
50	つくばトッポンチーノ保育園	金田185番地1	60	893-4839	産休明け～5歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	19:15
51	にじいろ保育園	大角豆961番地1	80	893-4602	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:30	18:30
56	つくば駅前保育園	吾妻1丁目8番地10 BiViつくば5F	60	893-5537	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
57	つくばどろんこ保育園	下平塚845番地1	90	896-7017	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
58	わだつみつなぐ保育園本園	遠東788番地1	108	886-4158	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:30	18:30
59	わかばキラメキ保育園	花島新田15番地15	90	828-6760	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:00
60	万博公園どろんこ保育園	島名2578番地	90	846-3216	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
61	ははそ森保育園	倉掛833番地3	108	828-8817	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
65	つくばさきり保育園	面野井32番地1	90	846-7066	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	20:00
66	学園の森どろんこ保育園	遠東1007番地	90	869-8311	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
71	ははそ森オリオリオ保育園	みどりの中央18番地6	120	875-5007	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
72	わだつみつなぐ保育園分園	研究学園5丁目5番地5 ルネッサンスつくば1F	12	869-8645	1・2歳児		7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:30	18:30
75	ニチキッズみどりの中央保育園	みどりの中央11番地8	60	839-2775	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
77	ぐっどふれんど保育園	島名2805番地3	110	886-3175	産休明け～5歳	あり 満3歳	7:30	18:59	7:30～18:29	8:30～16:29	7:30	18:29
78	みらいのもり保育園	鬼ヶ窪1048番地103	90	886-8821	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	19:00
79	つくばスマイル保育園	みどりの2丁目17番地1	90	828-7788	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:30
80	南十字保育園	谷田部2318番地1	90	886-7373	産休明け～5歳		7:15	19:00	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
85	木の間インターナショナル保育園	倉掛877番地1	156	883-0056	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
86	しおどめ保育園つくば	下平塚412番地1	90	859-5555	1歳児～5歳児		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
87	流星台エンジェル保育園	流星台6番地7	90	875-9511	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:30	18:30
88	ニチキッズ東光台保育園	東光台3丁目16番地4	90	847-7105	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
89	つくばさくら保育園	谷田部2417番地1	90	846-2356	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
901	ケアーズ保育園花畑分園	花畑2丁目10番地7	30	896-6222	産休明け～2歳		7:15	19:30	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
902	香取台どろんこ保育園	島名1813番地1	90	846-0853	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
903	花の架け橋つなぐ保育園	花室1705番地	110	898-9820	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:00
904	NOVA バイリンガル つくば西平塚保育園	西平塚327番地1	90	875-6831	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	19:30
907	おのざきスマイル保育園	小野崎1439番地1	100	893-4115	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:30
912	わかばのもり保育園手代木	手代木 1252 番地 1	90	846-1734	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30	18:30
914	しらゆり西栗山保育園	西栗山126番地6	90	875-9161	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	20:00
915	メリー★ポピンズ つくば駅前ルーム	吾妻1丁目7番地1 トナリエクレー 2F	60	897-3387	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	20:00
916	YMCA みどりのつばみ保育園	谷田部1560番地3	96	886-8890	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	19:00

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
917	YUEIU インターナショナル保育園	上ノ室1921番地1	156	869-8081	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
918	稲岡くじら保育園	稲岡194番地1	75	886-9810	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	19:30
923	せせらぎつなぐ保育園	苅間1918番地2	110	828-7905	産休明け～5歳		7:30	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
925	かみよこばスマイル保育園	上横場1568番地1	100	829-6040	産休明け～5歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	18:30
926	高見原くじら保育園	高見原2丁目8番地3	120	828-7637	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	19:30
928	thanka 保育園つくばさいき(仮称) (令和9年4月開園予定)	妻木449番地1	90	080-1792-8255 (社福)thanka)	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	7:30	18:30
929	希望の森保育園(仮称) (令和9年4月開園予定)	鬼ヶ窪1048番地24 他	90	886-8821 (みらいのもり保育園内)	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	19:00

<注意事項>

土曜保育について

- ・土曜保育の利用可能年齢、1歳未満児の保育時間については、表の情報と異なる場合がありますので、施設に直接お問い合わせください。
- ・No.25 アイリス保育園は、離乳食中の子どもの土曜保育を実施していません。
- ・No.26 かつらぎ第二保育園の土曜保育は、No.31 かつらぎ保育園での保育となります。
- ・No.27 青い丘保育園つくばの土曜保育は、No.44 青い丘保育園二の宮での保育となります。
- ・No.28 わかば保育園分園の土曜保育は、No.32 わかば保育園又は No.59 わかばキラメキ保育園での保育となります。
- ・No.39 フラワーチャイルド保育園の土曜保育は、No.46 つくばこどもの森保育園での保育となります。
- ・No.58 わだつみつなぐ保育園本園、No.72 わだつみつなぐ保育園分園の土曜保育は、No.923 せせらぎつなぐ保育園での保育となります。
- ・No.60 万博公園どろんこ保育園の土曜保育は、No.902 香取台どろんこ保育園での保育となります。
- ・No.901 ケアーズ保育園花畑分園の土曜保育は、No.38 ケアーズ保育園での保育となります。
- ・No.903 花の架け橋つなぐ保育園の土曜保育は、令和 10 年4月より No.923 せせらぎつなぐ保育園での保育となります。
- ・No.79 つくばスマイル保育園の土曜保育は、No.925 かみよこばスマイル保育園での保育となります。
- ・No.907 おのぎスマイル保育園の土曜保育は、No.925 かみよこばスマイル保育園での保育となります。

分園について

- ・No.28 わかば保育園分園は、3歳児クラスから No.32 わかば保育園での継続入所となります。
- ・No.72 わだつみつなぐ保育園分園は、3歳児クラスから No.58 わだつみつなぐ保育園本園で継続入所となります。
- ・No.901 ケアーズ保育園花畑分園は、3歳児クラスから No.38 ケアーズ保育園での継続入所となります。

その他

- ・No.28 わかば保育園分園には駐車場はありません。

♥ 認定こども園

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
24	認定こども園みのり	高崎643番地9	138	873-2540	産休明け～5歳	あり 満3歳以上	7:00	19:30	8:00～19:00	8:00～16:00	7:00	18:00
45	すみれ保育園	小野崎311番地1	90	858-1202	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00	17:00
52	豊里もみじこども園	土田13番地34	90	847-2830	産休明け～5歳	あり 満3歳以上	7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
53	つくば中央保育園	赤塚480番地7	109	846-1003	産休明け～5歳		7:30	19:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:30	18:30
54	認定こども園成蹊幼稚園	天宝喜663番地	50	873-8251	3・4・5歳児	あり	7:30	18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	なし	なし
55	認定こども園栄幼稚園	松塚667番地	60	857-2231	3・4・5歳児	あり	7:30	19:00	8:00～19:00	8:00～17:00	7:30	19:00
67	学園の森こども園	学園の森2丁目14番地6	90	896-8270	産休明け～5歳		7:15	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
68	みどり流星こども園	柴崎818番地1	80	897-3722	6か月～5歳	あり 原則1号のみ	7:00	19:00	8:00～19:00	8:00～16:00	7:00	18:00
90	かやまるこども園	上萱丸154番地1	72	875-5311	6か月～5歳		7:00	19:00	7:00～18:30	8:00～16:00	7:00	19:00
927	みどりのみつばしこども園	谷田部1120番地(陣場F22街区6)	90	896-6754	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
930	みんなのみらい保育園 みどりの	下萱丸370番地1	90	879-7080	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:30～18:30	9:00～17:00	7:30	18:30
931	つくばエンジェルこども園	谷田部2205番地1	90	879-7663	産休明け～5歳		7:00	20:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
932	東岡こども園	東岡250番地	90	879-7270	産休明け～5歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:30	18:30
933	万博公園みつばしこども園	谷田部2415番地2(陣場E25街区14)	105	846-5900	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
934	たかやまみつばしこども園	下河原崎289番地	105	886-4501	産休明け～5歳		7:00	19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30

<注意事項>

- ・土曜保育の利用可能年齢、1歳未満児の保育時間については、表の情報と異なる場合がありますので、施設に直接お問い合わせください。
- ・No.24 認定こども園みのりの土曜保育は、生後 20 か月を経過した子どものみ利用可能です。
- ・No.930 みんなのみらい保育園みどりのは、日曜・祝日保育を実施する場合もあります。詳細は施設に直接お問い合わせください。
- ・No.934 たかやまみつばしこども園の土曜保育は、No.933 万博公園みつばしこども園での保育となります。
- ・No.927 みどりのみつばしこども園の土曜保育は、No.933 万博公園みつばしこども園での保育となります。

● 小規模保育事業所

園番号	名 称	所 在 地	定員	電 話	保育年齢	送迎バス	平日				土曜	
							開園	閉園	標準時間	短時間	開園	閉園
62	ラ・フェリーチェ保育園	面野井838番地1	19	875-7831	4か月～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	8:00	16:00
63	なかよし保育園	島名2888番地1(万博公園西F30街区1)ユートピアフォーリーF1A棟1F	19	896-8870	産休明け～2歳		7:30	18:59	7:30～18:29	8:30～16:29	7:30	18:29
64	どんぐり	松塚657番地	18	857-5571	産休明け～2歳	あり満2歳	7:30	19:00	8:00～19:00	8:00～17:00	7:30	19:00
69	しいの木保育園	学園南3丁目24番地7	18	886-3617	産休明け～2歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:15
70	YMCAつくばオーリーブ保育園	東新井24番地7	19	852-4128	8か月～2歳		7:30	19:00	8:00～19:00	8:00～16:00	7:30	19:00
73	流星の丘保育園	流星台12番地10	19	829-7751	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	8:00	16:00
74	すてっぷ保育園 つくば研究学園	研究学園2丁目21番地1	19	886-3003	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00 又は 8:30～16:30	7:30	18:30
76	はこぶね保育園	倉掛1768番地5	12	893-6531	1歳～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	なし	なし
81	小規模保育園 ソシエルみどりの	みどりの2丁目5番地70	19	879-9227	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
82	すてっぷ保育園万博記念公園	島名2171番地(諏訪C17街区1)	19	875-3700	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00 又は 8:30～16:30	7:30	18:30
83	すてっぷ保育園諏訪	島名2302番地(諏訪C12街区20)	19	846-3888	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00 又は 8:30～16:30	7:30	18:30
84	ルンルン保育園春日	春日4丁目26番地3	19	846-3415	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	19:00
91	キッズハウスゆめの森	手代木2005番地4	12	846-4765	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
92	花畑保育園	花畑1丁目9番地2	12	896-8001	産休明け～2歳		7:15	19:15	7:15～18:15	8:30～16:30	7:15	18:30
93	クローバー保育園	竹園1丁目2番地1 レーベンつくばCORIS101	19	828-6830	産休明け～2歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	19:30
94	小規模保育園 AGRI KIDS PARK	観音台1丁目16番地17	19	846-0606	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00	19:00
96	にじの森のつなぐ保育園	西岡232番地1	19	846-1415	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:30	18:30
97	みどりのはっぴー保育園	みどりの中央63番地3	19	836-3881	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30	19:00
98	プチリックつくば千現園	千現1丁目23番地7 青葉ビル1F	19	050-1743-8222	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	7:00	18:00
99	インターナショナルキッズ はるのひ保育園	春日2丁目36番地3	19	875-8739	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:30
100	KUKURUインターナショナル プレスクールつくば駅前園	吾妻1丁目5番地3 トナリエ つくばスクエアMOG2F	19	886-6303	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	20:00
900	キッズルームさくらみなみ	大角豆377番地	12	869-5101	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30	18:00
905	あすとろ保育園さくらの森	さくらの森2番地5	19	886-3015	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00	18:00
906	宇宙の杜保育園	妻木16番地1	19	875-5432	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00	16:00
911	松代の森保育園	松代4丁目8番地12	12	802-1493	産休明け～2歳		7:30	19:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30	18:30
919	万博公園ふあみりは学園	水堀484番地1	19	856-2215	産休明け～2歳		7:00	19:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:30
920	天空のまちつなぐ保育園	吾妻2丁目4番地18 ディールつくば2F	19	879-5279	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:30	18:30
921	KUKURUインターナショナル プレスクールみどりの園	谷田部872(陣場G17街区1)HG陣場ビル2-C	19	897-3175	産休明け～2歳		7:00	20:00	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	20:00
922	桜のつばみ保育園	桜2丁目42番地4	19	811-8227	産休明け～2歳		7:00	19:30	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00	18:00

<注意事項>

- ・No.69 しいの木保育園の土曜保育は、No.31 かつらぎ保育園での保育となります。
- ・No.81 ソシエルみどりのの土曜保育は、No.34 ひまわり保育園での保育となります。
- ・No.92 花畑保育園の土曜保育は、No.46 つくばこどもの森保育園での保育となります。
- ・No.96 にじの森のつなぐ保育園の土曜保育は、No.923 せせらぎつなぐ保育園での保育となります。
- ・No.900 キッズルームさくらみなみの土曜保育は、土浦市の系列園「キッズルームやまもと」での保育となります。
- ・No.920 天空のまちつなぐ保育園の土曜保育は、No.923 せせらぎつなぐ保育園での保育となります。



[民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所]

○小規模保育事業所の連携施設について

小規模保育事業所を利用している場合、3歳児クラスから連携施設に編入できる場合があります。

編入できる人数は施設によって異なるため、編入できる人数を編入希望者が上回る可能性のある施設については先行利用調整※を行います。

※先行利用調整とは、市内の小規模保育事業所を卒園後、連携施設への編入を希望する方を対象とした選考です（令和9年8月時点で2歳児クラスに在籍するつくば市民の児童に限る。）。対象となる方には、令和9年7月頃にご案内を送付します。

※内定しても令和10年3月末以前につくば市外へ転出した場合は、内定取消しとなります。

園番号	小規模保育事業所	園番号	連携施設
62	ラ・フェリーチェ保育園	—	ラ・フェリーチェ保育園うさぎ組（認可外）
63	なかよし保育園	77	ぐっどふれんど保育園
64	どんぐり	55	認定こども園栄幼稚園
69	しいの木保育園	26	かつらぎ第二保育園
		31	かつらぎ保育園
70	YMCAつくばオリーブ保育園	55	認定こども園栄幼稚園
		916	YMCA みどりのつばみ保育園
73	流星の丘保育園	55	認定こども園栄幼稚園
		87	流星台エンジェル保育園
74	すてっぷ保育園つくば研究学園	29	東平塚保育園
		40	さくら学園保育園
		89	つくばさくら保育園
76	はこぶね保育園	45	すみれ保育園
		85	木の間インターナショナル保育園
		916	YMCA みどりのつばみ保育園
		917	YUEIU インターナショナル保育園
81	小規模保育園 ソシエルみどりの	34	ひまわり保育園
		47	みどりの保育園
82	すてっぷ保育園万博記念公園	30	吉沼保育園
		36	田中保育園
		42	島名保育園
		89	つくばさくら保育園
		—	アカデミア幼稚園（私立幼稚園）
83	すてっぷ保育園諏訪	36	田中保育園
		42	島名保育園
		89	つくばさくら保育園
		—	アカデミア幼稚園（私立幼稚園）
84	ルンルン保育園春日	86	しおどめ保育園つくば
		87	流星台エンジェル保育園
		—	ラ・フェリーチェ保育園うさぎ組（認可外）
91	キッズハウスゆめの森	9	松代保育所
		42	島名保育園
		—	つくば白帆幼稚園（私立幼稚園）
92	花畑保育園	39	フラワーチャイルド保育園
93	クローバー保育園	907	おのざきスマイル保育園
94	小規模保育園 AGRI KIDS PARK	42	島名保育園
96	にじの森のつなぐ保育園	55	認定こども園栄幼稚園
		58	わだつみつなぐ保育園本園
		86	しおどめ保育園つくば
		89	つくばさくら保育園
		903	花の架け橋つなぐ保育園
		923	せせらぎつなぐ保育園
97	みどりのはっぴー保育園	75	ニチキッズみどりの中央保育園
		79	つくばスマイル保育園
		925	かみよこばスマイル保育園
98	プチリックつくば千現園	36	田中保育園
		42	島名保育園
99	インターナショナルキッズはるのひ保育園	89	つくばさくら保育園
100	KUKURU インターナショナルプレスクールつくば駅前園	—	アカデミア幼稚園（私立幼稚園）
900	キッズルームさくらみなみ	49	つくばスワン保育園
905	あすろ保育園さくらの森	55	認定こども園栄幼稚園
		89	つくばさくら保育園
		910	東岡こども園
906	宇宙の杜保育園	55	認定こども園栄幼稚園
		7	手代木南保育所
911	松代の森保育園	33	島名杉の子保育園
		46	つくばこどもの森保育園
		907	おのざきスマイル保育園
919	万博公園ふぁみりは学園	78	みらいのもり保育園
		58	わだつみつなぐ保育園本園
920	天空のまちつなぐ保育園	903	花の架け橋つなぐ保育園
		923	せせらぎつなぐ保育園
921	KUKURU インターナショナルプレスクールみどりの園	—	アカデミア幼稚園（私立幼稚園）
922	桜のつばみ保育園	41	かなめ保育園
		910	東岡こども園

（令和8年8月現在）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

つくば市公式ウェブサイトお役立ちページ集

【施設関係】



◀ 保育施設の空き状況

入所希望月の前々月25日頃に掲載予定です。



◀ 子育て支援マップ

Google マップ上で保育所等の位置を確認することができます。自宅からの距離や通勤経路上の施設を調べるときに便利です。



◀ ここdeサーチ (外部サイト)

認可保育施設のほか、幼稚園や認可外保育施設等、保育サービス全般の情報を、お住まいの地域や最寄り駅等から検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

【申込関係】



◀ 保育所の申込み (令和9年度 (2027年度) 4月入所)



◀ 保育所の申込み (4月以外の入所)



◀ 保育所入所に関する申請書

就労証明書等の様式はこちらからダウンロードできます。

【その他】



◀ つくば市子育てポータルサイト

子育てに役立つ情報をまとめたサイトです。